

豊浦町介護老人保健施設重要事項説明書

<令和4年4月1日現在>

1 事業者(法人)の概要

法 人 名	豊浦町
代 表 者 氏 名	町長 村井 洋一
所 在 地	虻田郡豊浦町字船見町 10 番地
法 人 電 話 番 号	0142-83-2121

2 サービスを提供する施設の概要

(1) 施設の名称等

施 設 名	豊浦町介護老人保健施設
介 護 保 險 事 業 者 番 号	0153780036
所 在 地	虻田郡豊浦町字東雲町 16 番地 1
法 人 電 話 番 号	0142-83-2408
管 理 者 氏 名	能登屋 久志
入 所 定 員	50名 ((介護予防)短期入所療養介護(空床利用)を含む)
療 養 室	1人部屋：2室、4人部屋 12室
主 な 設 備	食堂、機能訓練室、浴室、診察室、談話室、洗面所、トイレ

(2) 事業の目的

施設は、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、介護保険施設サービスを提供することを目的とします。

(3) 運営方針

- 施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、居宅における生活への復帰を目指します。
- 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の想いに寄り添ったサービス提供に努めます。
- 施設は、明るく家庭的な雰囲気のなか、家庭や地域との結びつきを重視した運営を行うとともに、関係機関等との密接な連携のもと、総合的なサービス提供に努めます。

(4) その他

事 項	内 容
施設サービス計画の作成	介護支援専門員が、利用者の有する可能性や課題等を確認し、利用者の希望を踏まえて施設サービス計画を作成し、説明します。 また、サービス提供の目標達成状況等も評価・記録し説明します。
職員研修	適宜、施設内で各種研修会を開催するとともに、必要に応じ外部研修に参加することにより、職員の資質向上を図ります。

3 施設の職員体制

職員の職種等は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

職 種	員 数	業 務 内 容
管理者・医師	0.5 人以上(常勤換算)	施設の統括管理を行うとともに、利用者の病状等に応じて、日常的な医学的対応を行う。
薬剤師	0.2 人以上(常勤換算)	医師の指示に基づき調剤を行い、薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
看護職員	6 人以上(常勤換算)	医師の指示に基づき医療行為を行うほか、施設サービス計画に基づく看護を行う。
介護職員	11 人以上(常勤換算)	施設サービス計画に基づき食事・入浴・排せつ等の介護サービスを提供する。
支援相談員	1 人	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、関係機関との連絡調整を行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	0.5 人以上(常勤換算)	多職種協働によりリハビリテーション実施計画を作成し、リハビリテーションを行う。
(管理)栄養士	0.5 人以上(常勤換算)	利用者の栄養管理及び給食管理を行う。
介護支援専門員	1 人	施設サービス計画の作成と管理を行う。
調理員	1 人以上	調理業務を行う。
清掃員・介護助手	1 人以上	清掃及び見守り業務を行う。
事務員	2 人以上	介護請求業務等必要な事務を行う。

4 施設サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

サービス種別	内容
食事	食事は原則離床し食堂で摂取いただきます。 朝食 7：30～8：30 昼食 11：30～12：30 夕食 17：00～18：00 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、食事の自立支援についても適切な援助を行います。食べられないものやアレルギーのある方は事前にご相談ください。
入浴	利用者の体調に合わせて、週に2回の入浴または清拭を行います。寝たきり等の方も、入浴機械を用いて入浴が可能です。
排せつ	利用者の状態に応じて、適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立支援についても適切な援助を行います。尚、紙パンツ等は施設でご用意しますので自己負担はありません。
医療・看護	医師が、週1回定期診察を行います。それ以外でも必要時はいつでも診察を行います。また、日常の体調管理、服薬管理、処置などは医師の指示により看護職員が行います。ただし、施設では行えない検査や処置、その他病状が著しく変化した場合については、他の医療機関で治療等を受けていただきます。
機能訓練	理学療法士等により医師や介護職員等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施、指導を行い、心身機能の維持・向上を図ります。 <主に使用しているリハビリ器具> 平行棒、昇降台、セラバンド、メディシンボール、重錘バンド等
アクティビティ等	月1回定期開催の誕生会に加え、理学療法士等と介護職員が連携し、座ったままできる体操や各種レクリエーションを実施します。
相談支援	利用者、利用者の家族または身元引受人等からの各種相談に応じます。

イ 費用

厚生労働大臣の定める額に対し、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額が利用者負担額になります。【別紙サービス内容説明書参照】

但し、介護保険適用でも保険料の滞納等により、施設に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、上記負担割合に関わらず、全額自己負担となります。

(2) 介護保険給付対象外サービス【別紙サービス内容説明書参照】

利用者の選択等に応じて利用料の全額を負担していただきます。

5 利用料等の支払い方法

毎月中旬までに【別紙サービス内容説明書】に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を施設サービス利用料決定通知書により請求しますので、期日までにお支払いください。

6 守秘義務

- (1) 施設及び施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者、利用者の家族または身元引受人の情報を口外してはならない義務を負います。これは、施設を退職した者も同様です。
- (2) ただし、施設として適切にサービス提供を行うために、医療機関等に対し情報提供を行う場合がありますので、その目的で行われる情報提供については、当該説明書による説明と利用契約の締結をもって同意を得たものとします。
- (3) 上記以外で第三者に対し利用者、利用者の家族または身元引受人に関する情報を提供する場合には、予め文書により利用者、利用者の家族または身元引受人の同意を得るものとします。

7 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) 施設は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故等が発生した場合には速やかに利用者の家族、身元引受人等の関係者に報告するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 施設の責に帰すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償します。ただし施設に故意過失がない場合にはこの限りではありません。
- (3) 利用者に重過失がある場合には、損害賠償の額を減じる場合があります。

8 身体的拘束その他の行動制限

施設は、利用者の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離や身体的拘束、薬剤投与その他方法により行動を制限しません。

ただし、やむを得ず利用者の行動を制限する場合には、利用者や利用者の家族、身元引受人等に対し、速やかに行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について説明するとともに、介護サービス記録に必要事項を記録します。

9 非常災害時の対応

施設において別途定める非常災害対策に則り対応を行います。

また、年2回、「豊浦町国民健康保険病院・豊浦町総合保健福祉施設・豊浦町社会福祉協議会」合同で実施する「避難訓練」に参加し、防災意識の醸成を図ります。

防災設備は、スプリンクラー、屋内消火栓、防火扉、排煙窓、自動火災報知機、誘導灯、消火器等が設置されています。

10 感染症対策の徹底

施設は、感染症又は食中毒が発生し、または蔓延しないように次のとおり対策を講じます。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について介護職員その他職員に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前項に掲げるものの他、別に厚生労働省が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順（平成17年2月22日通知）に沿った対応を行います。

11 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただいております。

- ・協力医療機関

豊浦町国民健康保険病院

住 所：虻田郡豊浦町字東雲町16-1

電話番号：0142-83-2228

- ・協力歯科医療機関

工藤歯科医院

住 所：虻田郡豊浦町字東雲町16-5

電話番号：0142-83-2005

12 サービス内容に関する要望及び苦情等の相談窓口

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、当施設の相談窓口までお気軽にご相談ください。

相談窓口	担当者 支援相談員：大内 祐樹 介護支援専門員：渡邊 和貴 電話 0142-83-7101 FAX：83-2477 利用時間 8：45～17：30（土日祝祭日を除く）
当施設以外に、町役場、豊浦町社会福祉協議会、豊浦町国民健康保険病院、国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に相談することができます。	
1 豊浦町総合保健福祉施設保険福祉係	0142-83-2408（代表）
2 豊浦町社会福祉協議会	0142-83-2662（事務局長）
3 豊浦町国民健康保険病院	0142-83-2228（事務長）
4 北海道国民健康保険団体連合会	011-231-5161（苦情処理担当）

13 施設利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9：00～20：00 インフルエンザ等、感染症の流行期間中は面会制限を実施する場合がありますので、ご了承ください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、事前に予定日時をお知らせください。 体調等の理由により、医師の許可が出ない場合もありますので、ご了承ください。 医師の許可がでましたら、「外出・外泊届出書」を提出してください。
療養室・設備・器具の利用	施設内の療養室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	施設内は全面禁煙です。 飲酒は原則禁止です。
迷惑行為等	けんか、口論、中傷、騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
所持品の管理	自己管理とさせていただきます。
金銭・貴重品の管理	利用者相互の金品の貸借、職員に対する金品の授受はご遠慮ください。 施設に持ち込んだ私有の金品については、個人の責任で管理することとし、施設側の故意または過失による場合を除き、紛失、破損及び汚損等により使用できなくなった場合、施設は一切の責任を負いかねます。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

※上記留意事項については、「入所のしおり」および「入所誓約書」にも記載していますのでご確認ください。

介護保険施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

豊浦町介護老人保健施設

説明者職氏名

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

氏名

印